

東京都公報

発行
東京都

目次

- 公共測量の実施 (十件) (一)
- 市街地再開発事業の施行認可 (二)
- 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第八條の十一第二項の規定に基づく検証機関の検証業務の廃止 (三)
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定 (四件) (三)
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定の一部解除 (七)
- 保安林の指定実施要件の変更予定 (八)
- 森林法第百八十九條の揭示 (九)
- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請 (九)
- 特定非営利活動法人の設立の認証申請 (一〇)
- 東京都環境影響評価条例に基づく都民の意見を聴

く会の開催 (環境局総務部環境政策課) : 二

告示

●東京都告示第千六百三十八号

測量法 (昭和二十四年法律第百八十八号) 第三十九條において準用する同法第十四條第一項の規定により、八王子市長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十八年九月二十九日

- 一 測量施行者 八王子市
- 二 測量の種類 公共測量 (基準点復旧測量)
- 三 測量の区域 八王子市中野町地内
- 四 測量の期間 平成二十八年八月二十二日から平成二十八年十月三十一日まで

●東京都告示第千六百三十九号

測量法 (昭和二十四年法律第百八十八号) 第三十九條において準用する同法第十四條第一項の規定により、足立区長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十八年九月二十九日

- 一 測量施行者 足立区
- 二 測量の種類 公共測量 (基準点測量)
- 三 測量の区域 足立区保木間五丁目、伊興二丁目及び伊興本町一丁目各地方
- 四 測量の期間 平成二十八年八月十二日から平成二十九年三月三十一日まで

●東京都告示第千六百四十号

測量法 (昭和二十四年法律第百八十八号) 第三十九條において準用する同法第十四條第一項の規定により、墨田区長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十八年九月二十九日

- 一 測量施行者 墨田区
- 二 測量の種類 公共測量 (都市再生地籍調査 (地籍図根三角点等の座標変換及び地籍図根多角測量))
- 三 測量の区域 墨田区江東橋一丁目、江東橋二丁目、江東橋三丁目、江東橋四丁目、亀沢三丁目、亀沢四丁目、石原三丁目、本所二丁目、錦糸一丁目、錦糸四丁目及び太平四丁目各地方
- 四 測量の期間 平成二十八年八月十七日から平成二十九年三月十日まで

●東京都告示第千六百四十一号

測量法 (昭和二十四年法律第百八十八号) 第三十九條において準用する同法第十四條第一項の規定により、稲城市長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十八年九月二十九日

- 一 測量施行者 稲城市
- 二 測量の種類 公共測量 (基準点復旧)
- 三 測量の区域 稲城市大丸地内

四 測量の期間 平成二十八年七月二十日から平成二十八年十月十五日まで

●東京都告示第千六百四十二号

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、東京都建設局西多摩建設事務所長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十八年九月二十九日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 測量施行者 東京都
- 二 測量の種類 公共測量（基準点測量）
- 三 測量の区域 西多摩郡檜原村大字本宿地内
- 四 測量の期間 平成二十八年六月二十七日から平成二十八年十二月二十日まで

●東京都告示第千六百四十三号

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、東京都建設局西多摩建設事務所長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十八年九月二十九日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 測量施行者 東京都
- 二 測量の種類 公共測量（基準点測量）
- 三 測量の区域 青梅市地内
- 四 測量の期間 平成二十八年六月二十七日から平成二十八年十二月二十日まで

●東京都告示第千六百四十四号

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、板橋区長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十八年九月二十九日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 測量施行者 板橋区
- 二 測量の種類 公共測量（四級基準点測量）
- 三 測量の区域 板橋区常盤台四丁目、中台一丁目、中台三丁目、若木一丁目、若木二丁目、若木三丁目、上板橋二丁目、上板橋三丁目、西台一丁目、西台四丁目、徳丸一丁目、蓮根一丁目及び相生町各地内
- 四 測量の期間 平成二十八年八月五日から平成二十八年十二月十六日まで

●東京都告示第千六百四十五号

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、板橋区長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十八年九月二十九日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 測量施行者 板橋区
- 二 測量の種類 公共測量（四級基準点測量）
- 三 測量の区域 板橋区小茂根一丁目、小茂根二丁目及び向原三丁目各地内
- 四 測量の期間 平成二十八年七月十四日から平成二十九年三月十日まで

●東京都告示第千六百四十六号

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、府中市長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十八年九月二十九日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 測量施行者 府中市
- 二 測量の種類 公共測量（道路台帳補正委託）
- 三 測量の区域 府中市地内
- 四 測量の期間 平成二十八年九月八日から平成二十八年十月三十一日まで

●東京都告示第千六百四十七号

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、杉並区長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十八年九月二十九日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 測量施行者 杉並区
- 二 測量の種類 公共測量（基準点測量）
- 三 測量の区域 杉並区地内
- 四 測量の期間 平成二十八年七月二十五日から平成二十九年二月二十八日まで

●東京都告示第千六百四十八号

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第七条の九第一項の規定に基づき大手町二丁目常盤橋地区第一種市街地再開発事業の施行を認可したので、同法第七条の十五第一項の規定により、次のように告示する。

平成二十八年九月二十九日

東京都知事 小 池 百合子

一 施行者の氏名又は名称

三菱地所株式会社

二 事業施行期間

平成二十八年九月二十九日から平成四十年九月三十日まで

三 施行地区

千代田区大手町二丁目及び中央区八重洲一丁目各地内

四 第一種市街地再開発事業の名称

大手町二丁目常盤橋地区第一種市街地再開発事業

五 事務所所在地

千代田区大手町一丁目六番一号大手町ビル八階

六 施行認可の年月日

平成二十八年九月二十九日

七 施行者の住所

千代田区大手町一丁目六番一号

八 事業年度

四月一日から翌年三月三十一日まで

九 公告の方法

事務所の掲示板等、施行者が適当と認める場所に掲示する。

十 権利変換を希望しない旨の申出をすることができる期限

平成二十八年十月二十八日

●東京都告示第千六百四十九号

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成十二年東京都条例第二百十五号）第八条の十一第二項の規定に基づき検証機関の検証業務の廃止の届出があったので、同条例第八条の二十二第三号の規定により、次のとおり告示する。

平成二十八年九月二十九日

東京都知事 小 池 百合子

一 登録番号

二 登録区分

三 登録区分

四 代表者氏名

五 廃止する検証業務の範囲

（一）営業所名称

（二）営業所所在地

（三）業務の範囲

六 廃止年月日

特定ガス・基準量
都内外削減量
その他ガス削減量
電気等環境価値保有量
優良事業所基準（第一区分）

登録検証機関 一般財団法人 日本品質保証機構
名称

代表理事 小林 憲明

一般財団法人 日本品質保証機構
球環境事業部

千代田区神田須田町一丁目二十五番地

都内外削減量に係る検証業務

平成二十八年八月四日

●東京都告示第千六百五十号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条

第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十八年九月二十九日

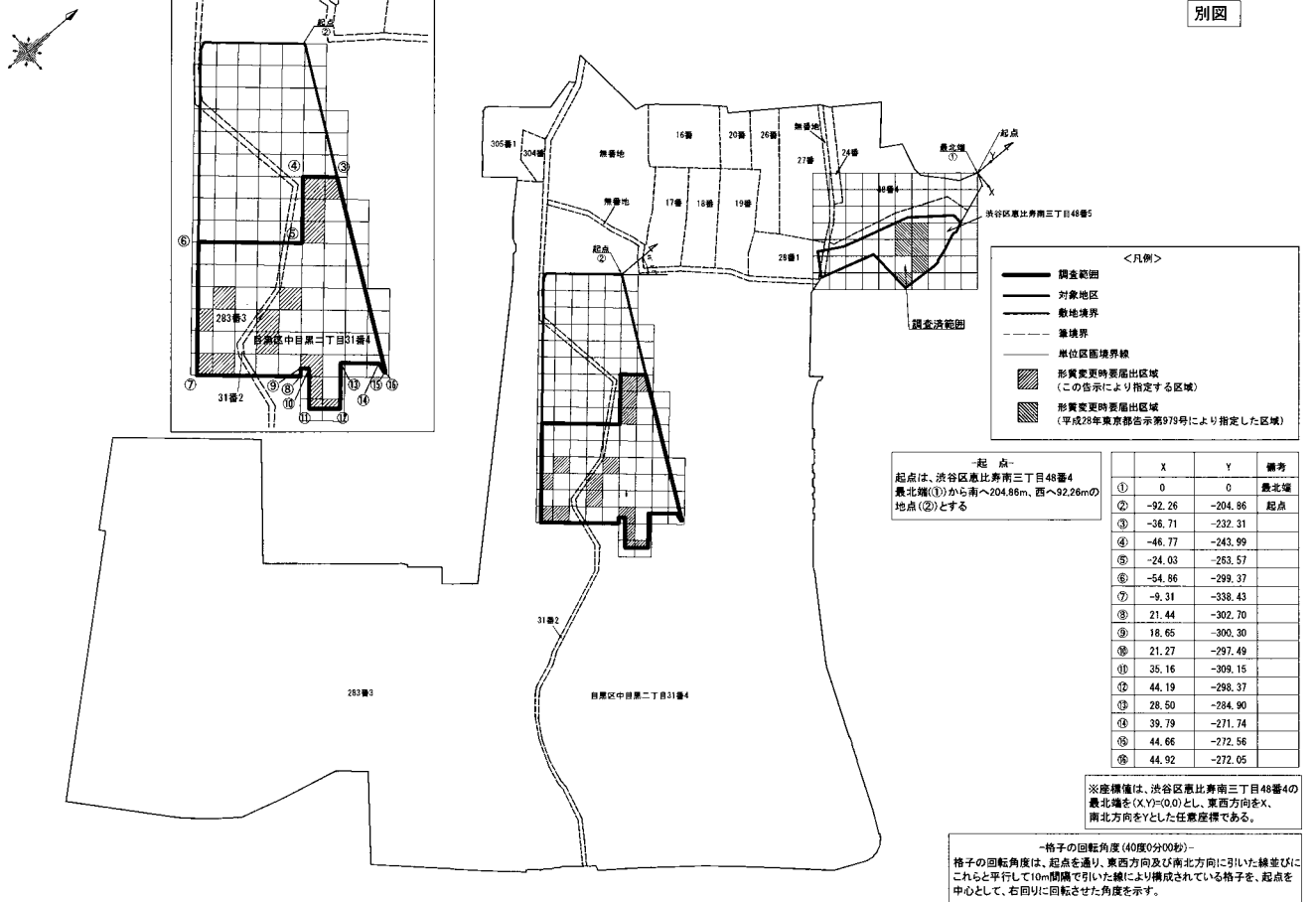
東京都知事 小 池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（目黒区中目黒二丁目地内）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 水銀及びその化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



●東京都告示第千六百五十一号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条
第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されてお
り、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなけ
ればならない区域(以下「形質変更時要届出区域」とい
う。)を指定するので、同条第三項において準用する同法
第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十八年九月二十九日

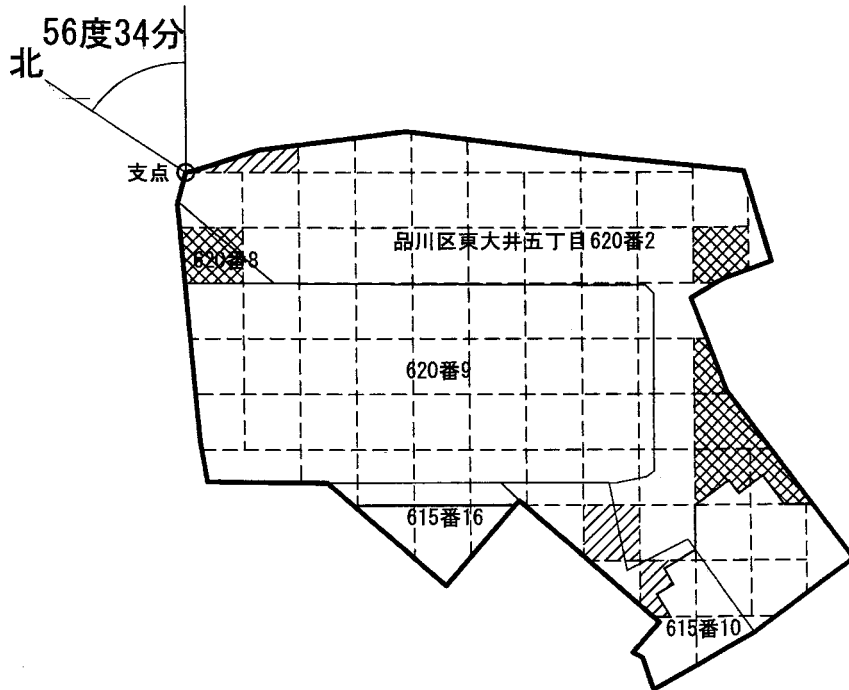
東京都知事 小池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(品川区東大井
五丁目地内)

二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十
九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準
に適合していない特定有害物質の種類 六価クロム化合
物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有
害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



【凡例】

- ：敷地境界
- - -：単位区画
- ：筆境界
- ：調査範囲
- ⊗：形質変更時要届出区域
(平成28年東京都告示第1461号により指定した区域)
- ▨：形質変更時要届出区域
(この告示により指定する区域)

【格子の回転角度 (56度34分)】

格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成される格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

【支点】

支点は品川区東大井五丁目620番2の最北端とする。

●東京都告示第千六百五十二号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

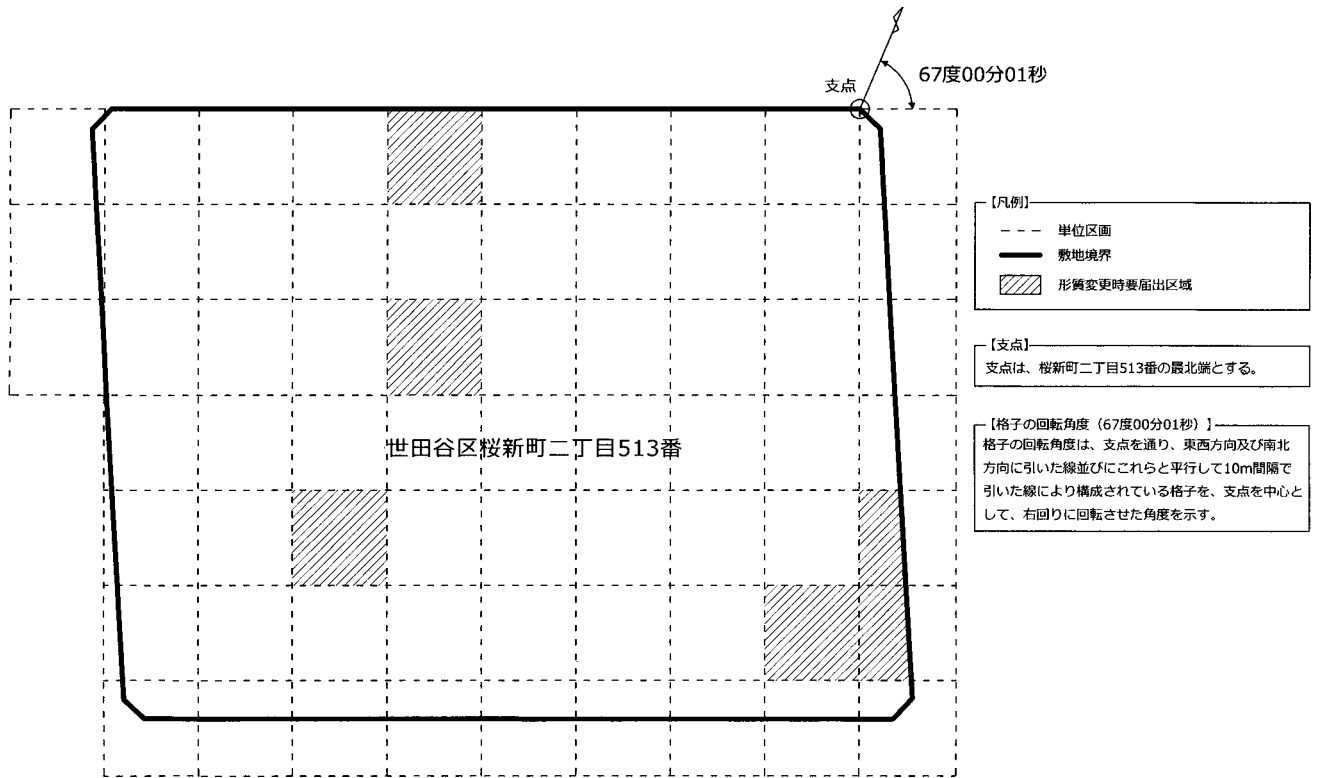
平成二十八年九月二十九日

東京都知事 小池百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(世田谷区桜新町二丁目地内)

二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



●東京都告示第千六百五十三号

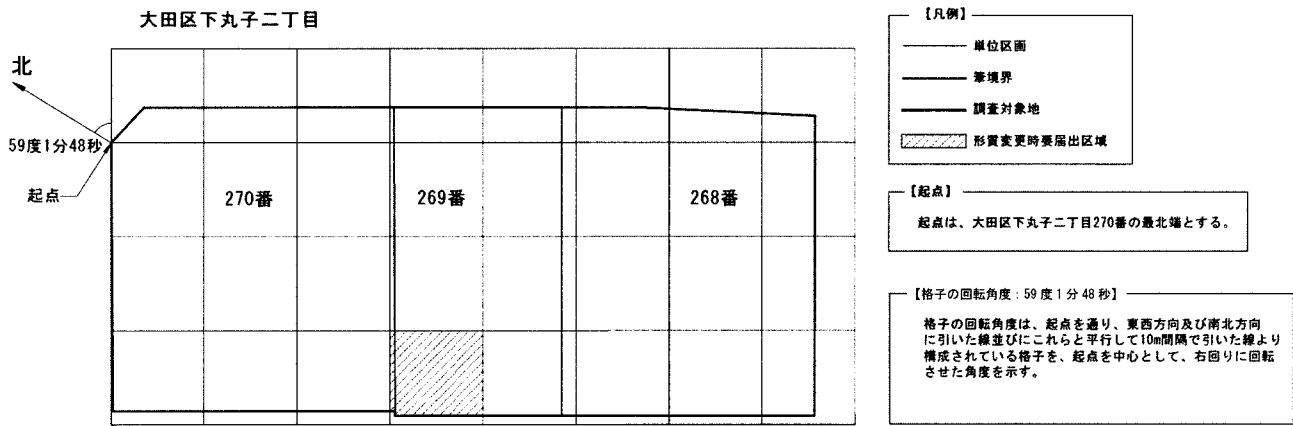
土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十八年九月二十九日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(大田区下丸子二丁目地内)
- 二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別 図



●東京都告示第千六百五十四号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、平成二十七年東京都告示第九百九十七号により指定した区域の一部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十八年九月二十九日

東京都知事 小 池 百合子

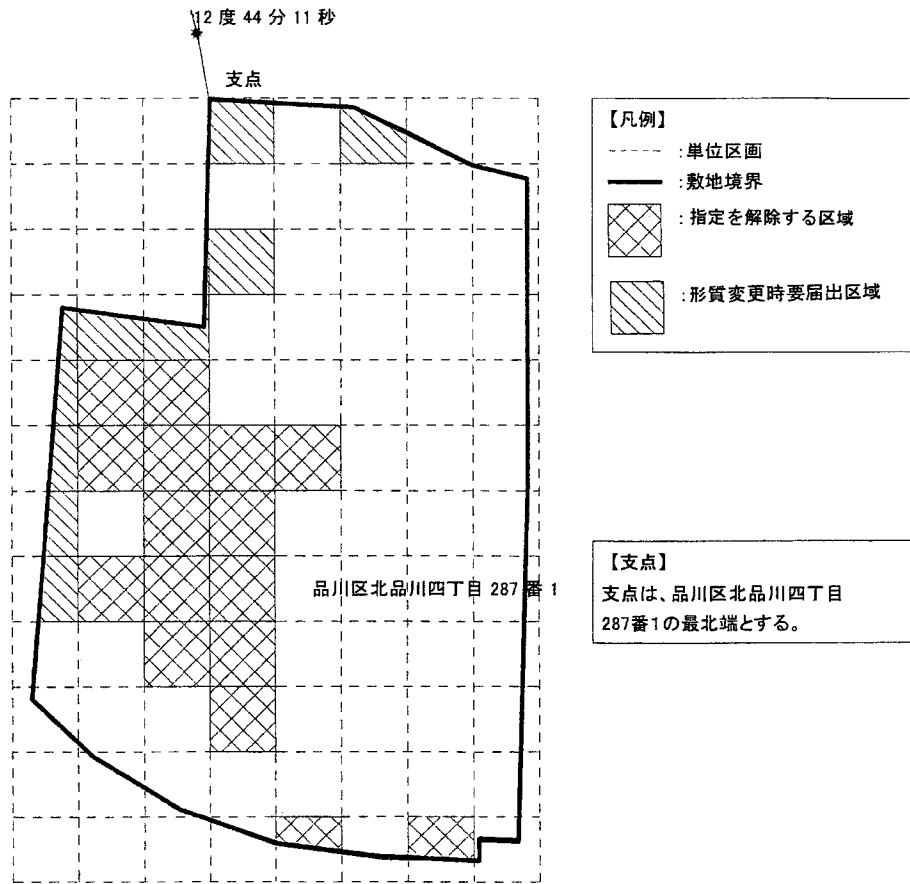
一 指定を解除する区域 別図のとおり（品川区北品川四丁目地内）

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 六価クロム化合物、鉛及びその化合物並びに砒素及びその化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 カドミウム及びその化合物並びに鉛及びその化合物

四 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去

別図



【格子の回転角度 (12度 44分 11秒)】

格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第千六百五十五号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があったので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示する。

平成二十八年九月二十九日

東京都知事 小 池 百合子

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
八王子市(国有林。次の図に示す部分に限る。)、八王子市(次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的
水源のかん養

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を東京都産業労働局農林水産部及び八王子市役所に備え置いて縦覧に供する。)

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

八王子市(次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができ立木は、当該

立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で

定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を東京都産業労働局農林水産部及び八王子市役所に備え置いて縦覧に供する。)

●東京都告示第千六百五十六号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨を通知した次の保安林について、当該通知の相手方の所在が不明なため、同法第百八十九条の規定により、当該通知の内容を掲示するとともに、その要旨を次のとおり告示する。

平成二十八年九月二十九日

東京都知事 小 池 百合子

一 保安林の所在場所等

指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所	所在が不明な	掲示場所
----------------------	--------	------

西多摩郡奥多摩町白丸字丸之内二四〇番二、字杣入三四〇番イ	大澤英夫	奥多摩町役場
------------------------------	------	--------

二 通知の要旨

(一) 一の保安林について、指定施業要件を変更する予定

である旨を告示したので、森林法第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定に基づき通知する。

(二) 変更後の指定施業要件については、平成二十八年東

京都告示第千二百四十九号のとおり。

一 保安林の所在場所等

指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所	所在が不明な	掲示場所
八王子市裏高尾町一三	川瀬一茂	八王子市役所
一四番五		

二 通知の要旨

(一) 一の保安林について、指定施業要件を変更する予定

である旨を告示したので、森林法第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定に基づき通知する。

(二) 変更後の指定施業要件については、平成二十八年東

京都告示第千二百八十六号のとおり。

公 告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項に規定する特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第五項において準用する同法

第十条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に關する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第八条において準用する同規則第三条の規定により、次のとおり公告する。

平成二十八年九月二十九日

東京都知事 小 池 百合子

一 申請のあった年月日

平成二十八年七月八日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人冒険遊び場の会

三 代表者の氏名

武藤 陽子

四 主たる事務所の所在地

東京都国分寺市泉町三丁目三十七番三十一号 サンエ

フビル四階

五 定款に記載された目的

この法人は、子どもたちが地域で生き生きと遊び、すこやかに成長できるよう、冒険遊び場事業を行うとともに、子どもの遊びの環境や子育て環境をよりよくするための研究、啓発事業を行い、もって社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十八年七月八日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人東京ハイキング協会

三 代表者の氏名

有里 公雄

四 主たる事務所の所在地

東京都荒川区西日暮里二丁目五十二番十号 池澤ビル

三〇一号室

五 定款に記載された目的

この法人は、広く一般市民を対象として、体力に適した健全な登山、ハイキングその他を催し、健康の増進を図ると共に、自然環境の保全に努めながら自然と人間が共生できる、健康で豊かな社会の実現に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十八年七月八日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人お茶の水教師の第三の学び研究会

三 代表者の氏名

小玉 亮子

四 主たる事務所の所在地

東京都文京区大塚二丁目一番一号 お茶の水女子大学

生活科学部本館二一三六四

五 定款に記載された目的

この法人は、我が国の教育・保育活動に携わる教師、特に初任・若手教師、大学研究者及び教職を志す学生・院生並びに初等・中等教育振興に関心のある一般市民が、インフォーマルに集い共に教育の理論と実践につき共通のテーマで語り合う相互交流を基に、情報交換、調査、研究、支援、連携等を行い、もって教育・保育者及び研究者の知識、実践力の増進及び一般市民との協働活動の

推進を図り、我が国の教育・保育の発展に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十八年七月十一日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人むすび

三 代表者の氏名

永野 攝子

四 主たる事務所の所在地

東京都練馬区光が丘三丁目九番地 三号棟二〇六号室

五 定款に記載された目的

本会は、市民によるたすけあいの理念に基づき、赤ちゃんからお年寄りまで生活の支援を必要とする人々に対し、保育・家事・介助・介護等の支援、調査研究、政策提案等の活動を行い、自らの生活を主体的に決定する市民自治によるまちづくりと地域福祉の増進に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十八年七月十一日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人府中市市民活動支援センター

三 代表者の氏名

千賀 裕太郎

四 主たる事務所の所在地

東京都府中市府中町二丁目一番地の七 角ないとうビル

五 定款に記載された目的

この法人は、広く一般市民に対して、主に府中市地域での特定非営利活動の支援に関する、情報サポート事業、相談・啓発事業及び活動整備事業等を行い、企業や行政とのパートナーシップの形成促進と市民活動の場の創出に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

特定非営利活動法人の設立の認証申請について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十條第一項に規定する特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同條第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第三條の規定により、次のとおり公告する。

平成二十八年九月二十九日

東京都知事 小 池 百合子

一 申請のあった年月日

平成二十八年七月四日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 nekog Laboratories

三 代表者の氏名

中山 悠

四 主たる事務所の所在地

東京都品川区北品川一丁目九番七号 トップルーム品川一〇一五号

五 定款に記載された目的

この法人は、情報通信および情報処理に関する研究開発事業を通じて、学術の振興に寄与することを目的とする

る。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十八年七月四日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ライフ&ビジネスサポート

三 代表者の氏名

米井 清二、奈良井 達

四 主たる事務所の所在地

東京都墨田区東向島三丁目十番九一四〇三号 グラン

パーク東向島

五 定款に記載された目的

この法人は、市民（法人を含む）が各種許認可申請を行うにあたり、当該申請者に対して相談、支援、助言等を行い、または当該手続きの申請代行者への紹介をする等行い手続きが円滑に行われるよう、支援する。また、申請手続き代行を業とする者に対して、相談、支援、助言、指導等を行い、申請者へのサービス向上を図り地域社会の活性化、企業等の健全な経営に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十八年七月五日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人エデュケア

三 代表者の氏名

福島 治

四 主たる事務所の所在地

東京都江東区古石場三丁目十一番十七号

五 定款に記載された目的

この法人は、発展途上国の子供たちを対象として教育環境の改善に向けた就学支援活動を行う。日本国内での慈善事業を通じて得られた募金を授業料や教科書代等として寄付を行う。教育を受けることにより途上国の子どもたちが貧困から抜け出す機会が与えられるよう支援することで南北問題の是正に向け国際社会に寄与することを目的とする。さらに、日本における障がい者アーティストの社会参加や収入支援も行う。エデュケアは様々な商品の開発を行い、そこに障がい者アーティストの作品を積極的に使用することで使用料を得て、アーティストの社会参加や収入支援に結びつける。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十八年七月七日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人LEAF

三 代表者の氏名

夏目 佳枝

四 主たる事務所の所在地

東京都品川区西五反田二丁目十番八一五二三号

五 定款に記載された目的

この法人は、カンボジア国民に対し、学校建設などに関する事業や情操教育等の援助活動、およびそれに伴う支援を行うことで教育環境の整備と雇用機会の拡充をめざし、日本・カンボジアの国際交流の増進に寄与するこ

とを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十八年七月七日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人日本リンパドレナージュ協会

三 代表者の氏名

吉沢 拓哉

四 主たる事務所の所在地

東京都杉並区荻窪二丁目五十七番二十四号 Rフラック

トビル二階R五号室

五 定款に記載された目的

この法人は、広く一般市民を対象として、リンパドレナージュマッサージ等の健康に関するマッサージやボディケアを実施することで身体バランスを整へ心身活性をとるべきケアを図り、総合的に心身のサポートを実施し、マッサージやケアに関する知識・症例・施術の向上を図り、広く一般に、情報を提供し、相互に協力し、適格な情報を交換すると共に、専門知識を習得し、総合的な普及に関する事業を行い、資質の向上並びに事故の防止又は心豊かな社会形成に寄与する事を目的とする。(以上原文のまま掲載)

東京都環境影響評価条例に基づく都民の意見を聴く会の開催について

東京都環境影響評価条例（昭和五十五年東京都条例第九十六号）第五十六条第一項の規定に基づき、（仮称）南町田計画に係る環境影響評価書案及び見解書の内容について

都民の意見を聴くため、次のとおり都民の意見を聴く会を開催する。

平成二十八年九月二十九日

東京都知事 小 池 百合子

一 日時

平成二十八年十一月一日(火曜日)午後二時開始

二 場所

南町田会館 ゆりの木ホール

町田市鶴間三丁目十六番一号

三 公述申出の方法等

都民の意見を聴く会において公述しようとする者は、次のことを記載した公述申出書を平成二十八年十月十三日(木曜日)までに公述申出先へ持参又は郵送により提出すること。

- (一) 氏名(振り仮名を付すこと。)及び住所(法人その他の団体にあっては、名称、代表者の氏名及び東京都の区域内に存する事務所又は事業所の所在地並びに都民の意見を聴く会において意見を述べようとする者の氏名(振り仮名を付すこと。)、住所及び役職名)並びに連絡先(自宅又は勤務先等)の電話番号
- (二) 対象事業の名称
- (三) 公述しようとする意見の要旨(八百字以内)

四 公述申出先

東京都環境局総務部環境政策課環境アセスメント担当
郵便番号一六三―八〇〇―一 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都庁第二本庁舎二十三階

五 公述人の選定

(一) 公述人の数は、二十五人程度とする。

(二) 公述しようとする者が多数あった場合には、抽せんにより公述人を選定する。

(三) 公述人を選定したときは、申出人に通知する。

六 公述の範囲及び公述時間

(一) 公述人は、環境影響評価書案及び見解書の内容について、環境の保全の見地からの意見を述べるものとする。

(二) 一人当たりの公述時間は十五分以内とする。

七 傍聴の方法

傍聴を希望する者は、傍聴券の交付を受け、これを携帯して会場へ入場すること。

なお、傍聴券は、都民の意見を聴く会の当日、午後一時三十分から会場入口において先着順に交付する。

八 注意事項

公述の申出がない場合、都民の意見を聴く会は開催しない。

九 都民の意見を聴く会に関する問合せ先

東京都環境局総務部環境政策課環境アセスメント担当
新宿区西新宿二丁目八番一号
電話番号〇三(五三八八)三四〇九(直通)

発行 東京都 東京都新宿区西新宿二丁目八番一号 郵便番号 163-8001 定価 本号 三〇円 一箇月 六、六〇〇円 (郵送料を含む)

印刷所 勝美印刷株式会社 東京都文京区白山一丁目十三番七号 電話 〇三(三八二二)五二〇一(代) 郵便番号 113-0001

